

決議案第2号

北方領土対策特別委員会設置に関する決議

- 1 本議会に17人の委員をもって構成する北方領土対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、次の事項について調査し、その推進を図る。
 - (1) 北方領土の復帰促進を図るための啓発と世論の結集・高揚。
 - (2) 北方領土周辺における漁業の安全操業対策の推進。
 - (3) 北方領土元居住者に対する援護対策の推進、その他行財政制度の整備。
- 3 本委員会は、前項に関する関係常任委員会所管事務について連絡調整を行う。
- 4 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。